平成２２年（フ）第１３２号
長崎県長崎市江川町122番地３
債務者　末吉　　剛
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
長崎県長崎市香焼町494番地45
債務者　坂井由佳子（旧姓冨永）
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４号
長崎県長崎市立山３丁目９番41号
債務者　徳永　房子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
沖縄県糸満市字兼城480番地　大城アパート302号
債務者　徳田　　梓
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１５８号
沖縄県那覇市首里末吉町１丁目179番地７
債務者　森田　　東
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１９号
山口県宇部市則貞５丁目７番８号
債務者　冨永　寛子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第８０号
宮城県大崎市古川北町１丁目８番16号　コーポみちのく205号、従前の住所宮城県大崎市古川北町４丁目５番24号
債務者　佐々木とき子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字町裏６番地２
債務者　樫村　弘子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字一枚橋37番地
債務者　小川真美子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
岐阜県高山市山口町1108番地６
債務者　西本　芳子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第１１１３号
愛知県尾張旭市井田町３丁目146番地　百合ケ丘Ｄ―106
債務者　木村　幸治
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１５７号
愛知県春日井市高森台１丁目17番地23
債務者　杉浦　峰隆
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６９号
三重県松阪市曽原町419番地
債務者　竹本　　勤
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１０５号
三重県津市美里町家所154番地８
債務者　浦口　美子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１８号
三重県松阪市中林町431番地
債務者　政木まゆみ
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８５号
滋賀県犬上郡豊郷町大字安食西41番地１　サンハイムⅡ203
債務者　高橋　亜子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第８７号
滋賀県近江八幡市田中江町614番地１　Ｄ―205号、前住所滋賀県草津市追分町1171番地29
債務者　新川　信美
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大津地方裁判所彦根支部